

第2次昭島市特別支援教育推進計画（案）

平成30年2月
昭島市教育委員会

目 次

| | | |
|----|--|----|
| I | 昭島市特別支援教育推進の基本的な考え方 | 1 |
| 1 | 基本理念 | 1 |
| 2 | 基本方針 | 2 |
| 3 | 計画期間 | 2 |
| 4 | 昭島市における特別支援教育の現状 | 3 |
| | (1) 特別支援学級の児童・生徒の状況について | 3 |
| | (2) 通常の学級における特別な支援が必要な児童・生徒の状況について | 8 |
| | (3) 校内支援体制について | 9 |
| | (4) 就学支援シートについて | 10 |
| | (5) 副籍制度・居住地交流制度について | 11 |
| 5 | 昭島市特別支援教育推進計画の評価 | 12 |
| II | 昭島市の特別支援教育推進に向けた具体的な施策 | 14 |
| 1 | 【プラン1 推進体制の整備】 | 14 |
| | (1) 自閉症・情緒障害特別支援学級（固定制）の開設 | 14 |
| | (2) 特別支援教室の開設 | 14 |
| | (3) 適切な支援を行うための介助員・支援員の配置 | 15 |
| | (4) 充実した就学相談体制の構築 | 15 |
| 2 | 【プラン2 教育内容の充実】 | 16 |
| | (1) 特別支援教育に関する専門性の向上 | 16 |
| | (2) 特別支援学級担任の専門性の向上 | 17 |
| | (3) 校内委員会を中心とした学校における支援体制の充実 | 17 |
| | (4) 個別指導計画による個に応じた指導の充実 | 18 |
| 3 | 【プラン3 関係機関との連携】 | 19 |
| | (1) (仮称) 教育福祉総合センター総合相談窓口の開設 | 19 |
| | (2) 切れ目のない支援を行うための「(仮称) 昭島市版支援ファイル」の作成 | 19 |
| | (3) 巡回相談の充実 | 20 |
| | (4) 都立特別支援学校（エリア・ネットワークのセンター校）との連携強化 | 20 |

| | | |
|-----|-----------------------------------|----|
| 4 | 【プラン4 共生社会の実現】 | 21 |
| | (1) 共生社会の実現や特別支援教育への理解啓発のための取組の推進 | 21 |
| | (2) 特別支援学級合同学習発表会の開催 | 21 |
| | (3) 交流及び共同学習の推進 | 21 |
| | (4) 副籍制度の推進 | 22 |
| 5 | 計画の進行管理及び推進体制 | 22 |
| III | 資料 | 23 |
| 1 | 用語解説 | 23 |
| 2 | 第2次昭島市特別支援教育推進計画策定委員会について | 30 |
| | (1) 昭島市特別支援教育推進委員会要綱 | 30 |
| | (2) 昭島市特別支援教育推進委員会委員名簿 | 31 |
| | (3) 昭島市特別支援教育推進委員会検討経過 | 31 |

I 昭島市特別支援教育推進の基本的な考え方

平成19年4月、学校教育法の一部改正に伴い、従来の「特殊教育」が「特別支援教育」への転換が図られ、全ての学校において特別支援教育を推進することが法律上にも明確に規定された。

こうした状況の中で、昭島市教育委員会は平成25年2月に「昭島市特別支援教育推進計画」を策定し、平成25年度から平成29年度までの5年間、特別な支援が必要な児童・生徒一人一人に対する支援体制の整備を推進してきた。

この間、平成28年4月には、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進すること」を目的として制定された障害者差別解消法が施行された。学校教育においても基礎的環境整備と合理的配慮の提供が法的に位置付けられ、インクルーシブ教育システムの一層の推進が求められている。東京都においても平成28年2月に「東京都発達障害教育推進計画」、平成29年2月に「東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第一次実施計画」が示され、共生社会の実現に向けて特別支援教育を推進していく方向性が示された。

本市においても、「昭島市特別支援教育推進計画」の計画期間が満了することに伴い、同計画の取組状況等を踏まえ、児童・生徒一人一人の発達特性や障害の状況に応じた教育を推進するとともに、共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システムを構築するために、「第2次昭島市特別支援教育推進計画」を策定し、学校・家庭・地域、福祉・医療等の関係機関が連携し、特別支援教育の一層の推進を図ることとした。

上記を踏まえ、本市における特別支援教育の基本的な考え方を以下のとおり定める。

1 基本理念

「昭島市特別支援教育推進計画」の理念を引き継ぎ、「第2次昭島市特別支援教育推進計画」における基本理念を以下のとおり定める。

- ◎ 全ての学校で、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、障害のある児童・生徒一人一人の障害の種類や程度に応じた専門的な教育を行い、児童・生徒一人一人の成長と発達を最大限に伸ばせる教育環境の整備・充実に努める。
- ◎ 障害のある児童・生徒一人一人のニーズに応じた適切な指導と必要な支援を行うことができるよう、関係者及び関係機関のより一層の連携強化に努めるとともに、個別の教育支援計画の作成と活用による一貫性のある支援の充実に努める。
- ◎ 共生社会の実現に向け、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒の相互理解を促進するとともに、学校関係者、保護者、地域の人々に特別支援教育への理解啓発を図る。

2 基本方針

「第2次昭島市特別支援教育推進計画」における基本理念に基づき、以下の4つのプランを基本方針として掲げる。

【プラン1 推進体制の整備】

一人一人の児童・生徒が安心して豊かに学べる教育環境を整備し、特別支援教育推進体制を構築します。

【プラン2 教育内容の充実】

全ての学校、教室において、児童・生徒の特性への理解を図るとともに特別支援教育の視点を生かした質の高い教育を行います。

【プラン3 関係機関との連携】

就学前から義務教育修了後までの一貫性のある切れ目のない支援を実現するために関係機関と連携した相談・支援体制を構築します。

【プラン4 共生社会の実現】

家庭や地域との連携による特別支援教育に対する理解啓発活動を進めるとともに、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒の相互理解を促進し、共生社会の実現を目指します。

3 計画期間

本計画は平成30年度から平成32年度までの3年間とする。

計画期間中に児童・生徒数等の変化や国や東京都の動向を注視しながら、適宜必要な計画の見直しを図っていく。

4 昭島市における特別支援教育の現状

(1) 特別支援学級の児童・生徒の状況について

特別支援学級設置校及び在籍児童・生徒数、学級数の推移 (5月1日現在)

| 学校名 | 種別 | 学級名 | 形態 | 在籍児童・生徒数(人) | | 学級数(学級) | |
|----------|-------|------|----|-------------|--------|---------------------------|--------|
| | | | | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
| 共成小学校 | 知的 | 若草 | 固定 | 11 | 9 | 2 | 2 |
| つつじが丘小学校 | 知的 | 杉の子 | 固定 | 24 | 30 | 3 | 4 |
| 田中小学校 | 知的 | ふたば | 固定 | 11 | 12 | 2 | 2 |
| 計 | | | | 46 | 51 | 7 | 8 |
| 昭和中学校 | 知的 | 1組 | 固定 | 21 | 19 | 3 | 3 |
| 多摩辺中学校 | 知的 | 多摩辺 | 固定 | 21 | 15 | 3 | 2 |
| 計 | | | | 42 | 34 | 6 | 5 |
| 東小学校 | 情緒 | 大空 | 通級 | 44 | 50 | 特別支援教室移行中のため学級数の算定はしていない。 | |
| つつじが丘小学校 | 情緒 | そよかぜ | 通級 | 34 | 40 | | |
| 光華小学校 | 情緒 | くすのき | 通級 | 15 | 31 | | |
| 拝島第三小学校 | 情緒 | たんぽぽ | 通級 | 57 | 61 | | |
| 計 | | | | 150 | 182 | | |
| 瑞雲中学校 | 情緒 | ずいうん | 通級 | 22 | 18 | 3 | 2 |
| 拝島中学校 | 情緒 | はいじま | 通級 | 11 | 15 | 2 | 2 |
| 計 | | | | 33 | 33 | 5 | 4 |
| 富士見丘小学校 | 難聴・言語 | | 通級 | 34 | 36 | 3 | 3 |

※小学校の情緒障害等通級指導学級は特別支援教室で指導している児童数も含む。

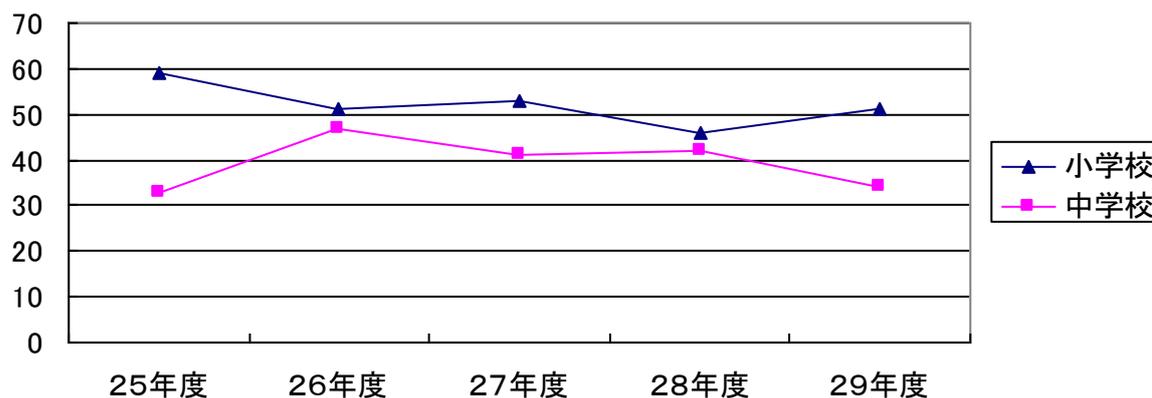
現在、昭島市立小・中学校には、固定制の知的障害学級、通級制の特別支援教室、情緒障害等通級指導学級、言語障害通級指導学級、難聴通級指導学級を設置している。小学校の情緒障害等通級指導学級は、特別支援教室に移行中であり、平成30年度に小学校全13校に特別支援教室を設置し、特別支援教室での指導を本格的に開始する。

特別支援学級設置校及び在籍児童・生徒数等は上記の通りである。

ア 知的障害学級（固定制）

知的障害特別支援学級（固定制）在籍児童・生徒数の推移（5月1日現在）（人）

| | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
|-----|------|------|------|------|------|
| 小学校 | 59 | 51 | 53 | 46 | 51 |
| 中学校 | 33 | 47 | 41 | 42 | 34 |



固定制の学級は、通常の学級とは別の特別な教育課程を編成し、基本的に全ての指導を在籍している特別支援学級において実施する学級である。固定制の知的障害特別支援学級は、小学校では市の東部に共成小学校、市の中部につつじが丘小学校、市の西部に田中小学校の3校を設置し、中学校では、市の東部に昭和中学校、市の西部に多摩辺中学校の2校を設置している。

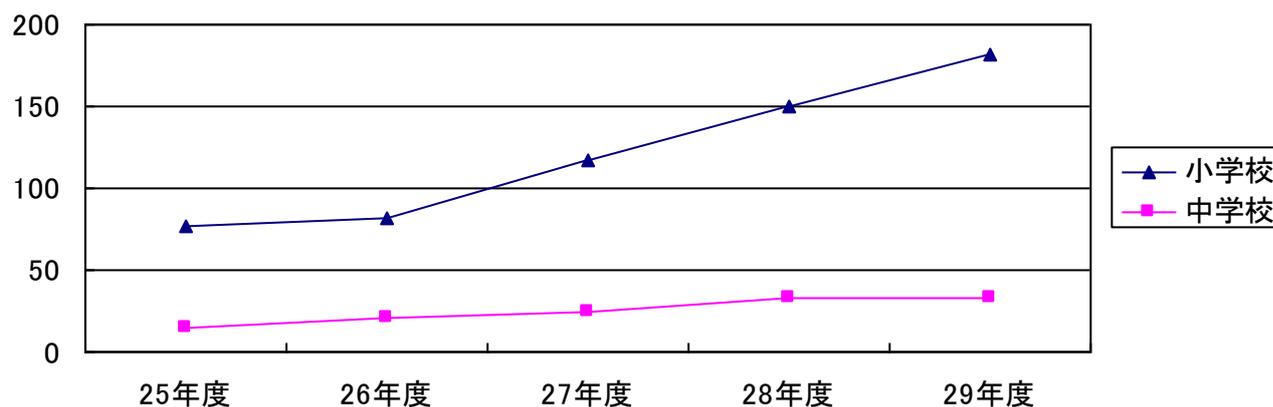
在籍児童・生徒数は、小学校では40人から60人の間、中学校では、30人から50人の間で推移しており、横ばい傾向にある。

イ 情緒障害等通級指導学級（特別支援教室）

情緒障害等通級指導学級（特別支援教室）通級（通室）児童・生徒数の推移（5月1日現在）

(人)

| | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
|-----|------|------|------|------|------|
| 小学校 | 77 | 82 | 117 | 150 | 182 |
| 中学校 | 15 | 21 | 25 | 33 | 33 |



通級指導学級とは、通常の学級に在籍している児童・生徒が特性に応じた課題の改善や克服のため通級指導学級の設置された学校に定期的に通い、専門的な指導を受けるための学級である。小学校の情緒障害等通級指導学級は平成30年度までに特別支援教室へ移行し、教員が各校を巡回して指導を行う形態に変更となる。

小学校では、情緒障害等通級指導学級を市の東部の東小学校、市の中部のつつじが丘小学校、市の西部の拝島第三小学校に設置し、通級による指導を実施してきた。平成28年度に新たに市の中部の光華小学校に設置した。なお、平成30年度の特別支援教室の全面実施に伴い、4校が特別支援教室における拠点校となる。

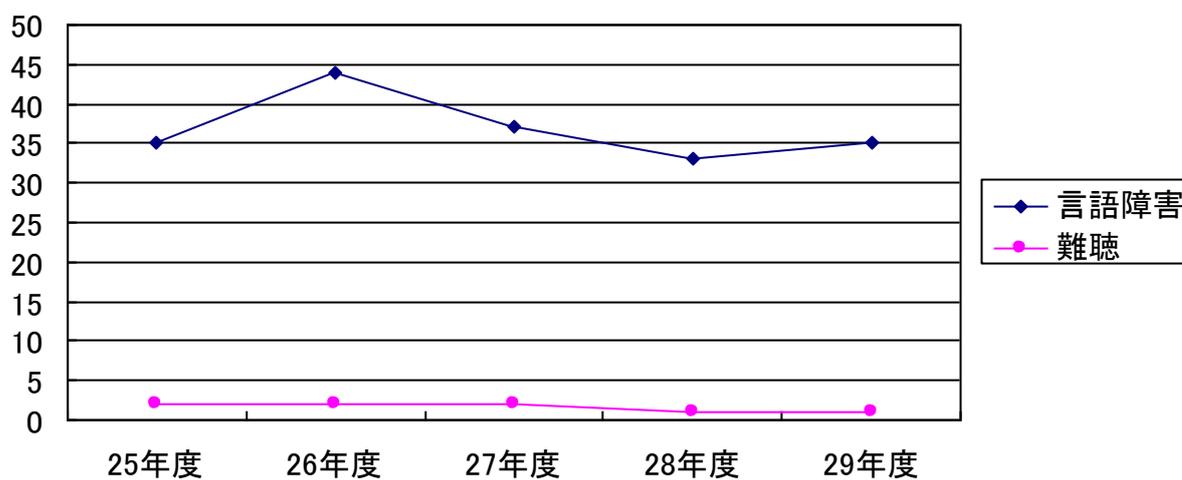
特別支援教室への移行については、平成28年度から拝島第一小学校に特別支援教室を設置し、拝島第三小学校の通級指導学級の教員による巡回指導を開始した。平成29年度から、富士見丘小学校、武蔵野小学校、中神小学校に特別支援教室を設置し、東小学校、つつじが丘小学校、光華小学校の通級指導学級の教員による巡回指導を開始した。平成30年度には、共成小学校、玉川小学校、成隣小学校、田中小学校、拝島第二小学校の5校に特別支援教室を設置し、全13校で特別支援教室における指導を開始する。通級（通室）児童数は、特別支援教室での指導の開始に伴い増加傾向にあり、今後も増加することが見込まれる。

中学校では、市の中部にある瑞雲中学校に情緒障害等通級指導学級を設置し、通級による指導を実施してきた。平成28年度に市の西部の拝島中学校に新たに設置した。通級生徒数は、微増傾向にあり、小学校において通級指導学級（特別支援教室）の指導を受けてきた児童が中学校でも引き続き指導を希望する生徒が増加している傾向にある。

ウ 言語障害通級指導学級・難聴通級指導学級

言語障害通級指導学級・難聴通級指導学級通級児童数の推移（5月1日現在）（人）

| | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
|------|------|------|------|------|------|
| 言語障害 | 35 | 44 | 37 | 33 | 35 |
| 難聴 | 2 | 2 | 2 | 1 | 1 |



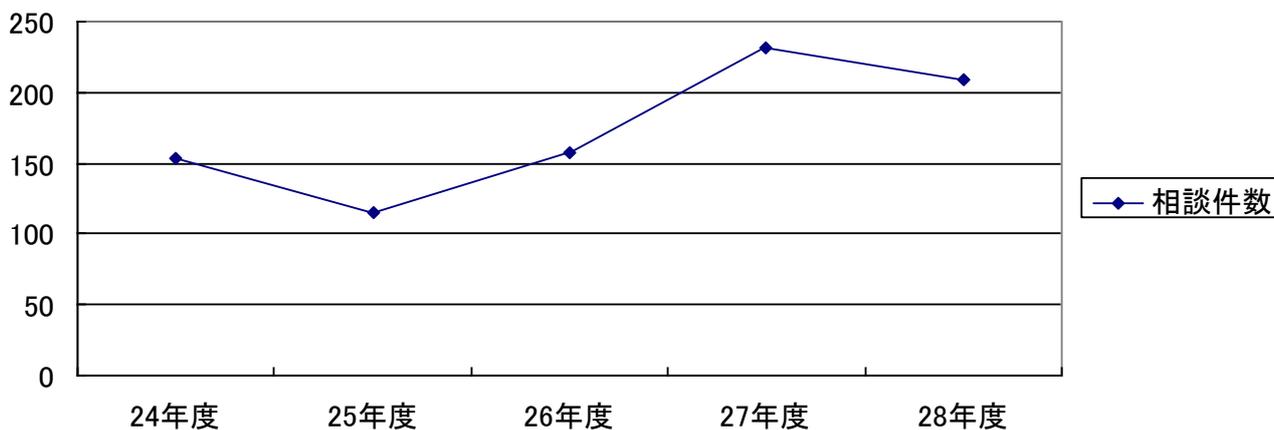
言語障害通級指導学級・難聴通級指導学級は、市内に1校、富士見丘小学校に設置している。通級児童数は、横ばい傾向にある。

平成29年において、言語障害通級指導学級では、言語上の課題が克服されたとして6名の児童が退級判定を受け、退級している。また、言語上の課題は克服できたが、情緒面における課題があるため言語障害通級指導学級を退級して新たに情緒障害等通級指導学級（特別支援教室）に入級（入室）した児童が2名となっている。

エ 特別支援学級への就学・入級・転学に関わる相談について

特別支援学級への就学・入級・転学に関わる相談件数の推移 (3月31日現在) (件)

| | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 |
|------|------|------|------|------|------|
| 相談件数 | 153 | 115 | 158 | 232 | 209 |



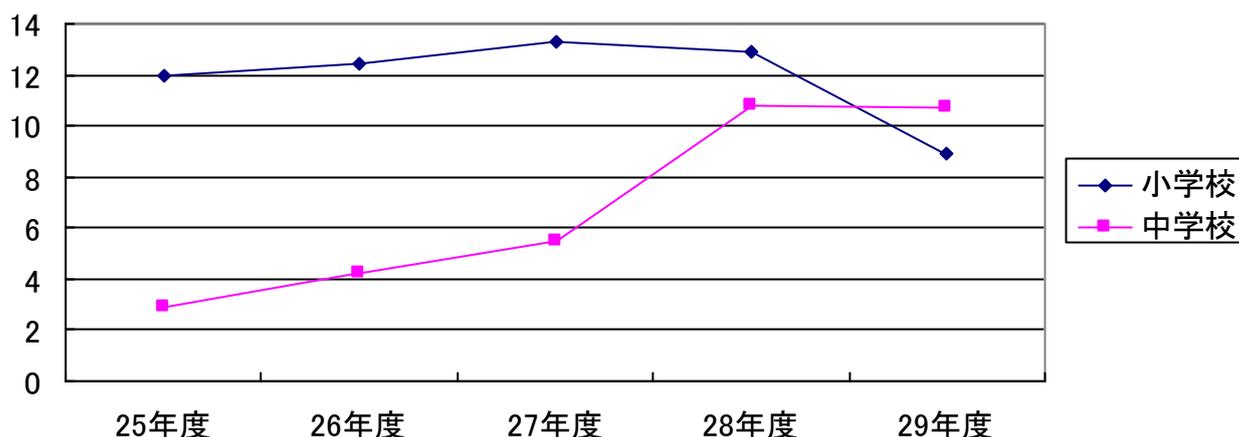
本市の特別支援学級への就学・入級・転学に関わる相談については、指導課特別支援教育係の就学相談員が保護者の希望に寄り添い、児童・生徒の特性に応じた支援が受けられるよう相談を行っている。①小学校への就学、中学校の進学に関わる特別支援学級への入級については就学支援委員会、②小・中学校に在籍している児童・生徒が特別支援学級等への転学もしくは特別支援学級等から通常の学級への転学、情緒障害等通級指導学級や特別支援教室への入級、退級については転学・入級判定委員会、③難聴・言語障害通級指導学級の入級、退級については、難聴・言語障害通級指導学級入退級判定委員会において判定を行っている。

就学相談は保護者にとってハードルが高いとの意見があるため、就学相談を申し込む前の「相談の相談」を実施し、保護者の不安感に寄り添った相談活動を行えるようにしている。

(2) 通常の学級における特別な支援が必要な児童・生徒の状況について

通常の学級における特別な支援が必要な児童・生徒の割合 (5月1日現在) (%)

| | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
|-----|------|------|------|------|------|
| 小学校 | 12.0 | 12.4 | 13.3 | 12.9 | 8.9 |
| 中学校 | 2.9 | 4.2 | 5.5 | 10.8 | 10.7 |



平成24年12月に文部科学省が発表した「通常の学級に在籍する発達障害のある可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」では、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童・生徒の割合は推定値6.5%となっている。

本市では毎年、通常の学級において特別な支援が必要な児童・生徒について調査を実施している。小学校では、文部科学省の推定値よりも上回る割合で特別な支援が必要な児童が在籍していると回答しているが、平成27年度をピークに割合は減少傾向にある。中学校では、特別な支援が必要な生徒の割合が急激に増加する傾向にあったが、平成28、29年度において10%台で高止まりの傾向がある。小学校での減少傾向の一因として考えられるのは、特別支援教育の視点に基づいた指導の充実や環境整備を行うことにより学習面や行動面の困難さが表出しなくなったことが考えられる。また中学校においては、発達障害への理解が進み、特別支援教育の視点に立った生徒の見立てが進んだことによると考えられる。

また、平成29年度の調査では、通常の学級における特別な支援が必要な児童・生徒の中で何らかの支援を受けていない児童・生徒の割合は、56%にも上る。通常の学級における児童・生徒に対する支援の実施には、保護者の同意が必要になる場合が多いため、保護者の理解を深めていく必要がある。

今後も通常の学級における特別支援教育の充実を図り、支援の必要な児童・生徒に支援が行き届くよう体制整備を行うとともに、児童・生徒を指導している通常の学級の教員の特別支援教育に対するより一層の専門性の向上が課題である。

ア 特別支援教育支援員の配置

通常の学級において特別な支援が必要な児童・生徒については、児童・生徒の安全確保や個に応じた支援を行うことを目的に、特別支援教育支援員を配置している。なお、特別支援教育支援員の配置には、保護者の同意及び個別指導計画、個別の教育支援計画の作成を必要としている。

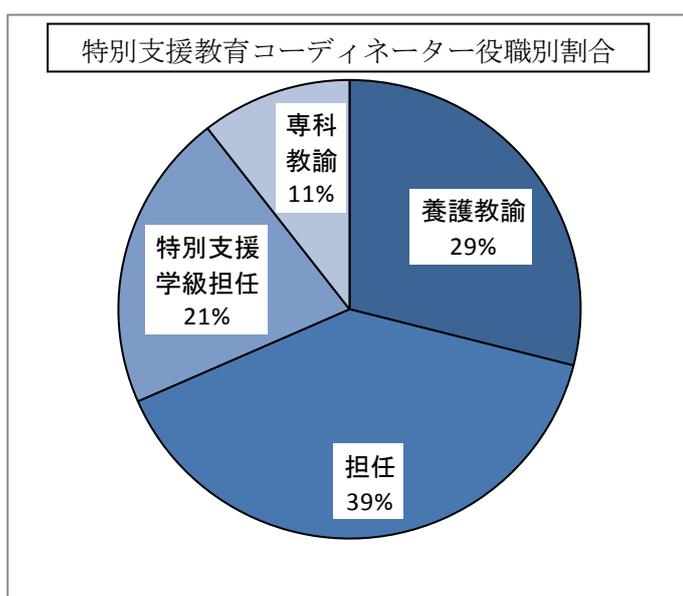
イ 昭島市立学校 教育のユニバーサルデザイン

発達障害の特性に配慮した指導や支援は全ての児童・生徒にとって有効であるという考えに基づき教室環境、学習環境、授業内容の3つの視点について具体的な実践事例をまとめ、冊子「昭島市立学校 教育のユニバーサルデザイン」を作成し、市内全教職員に配布した。

(3) 校内支援体制について

校内委員会は特別な支援を必要とする児童・生徒に対する全校的な支援体制を整備するために各小・中学校に設置している。小学校は月に1回、中学校は週に1回程度、定期的を開催している。校内委員会での実施内容は、①対象児童・生徒の情報交換、②児童・生徒の実態把握、③具体的な支援の方針については、全校で実施している。今後、外部機関との連携、校内研修会の企画等を充実させ、校内での特別支援教育の充実を図っていく必要がある。

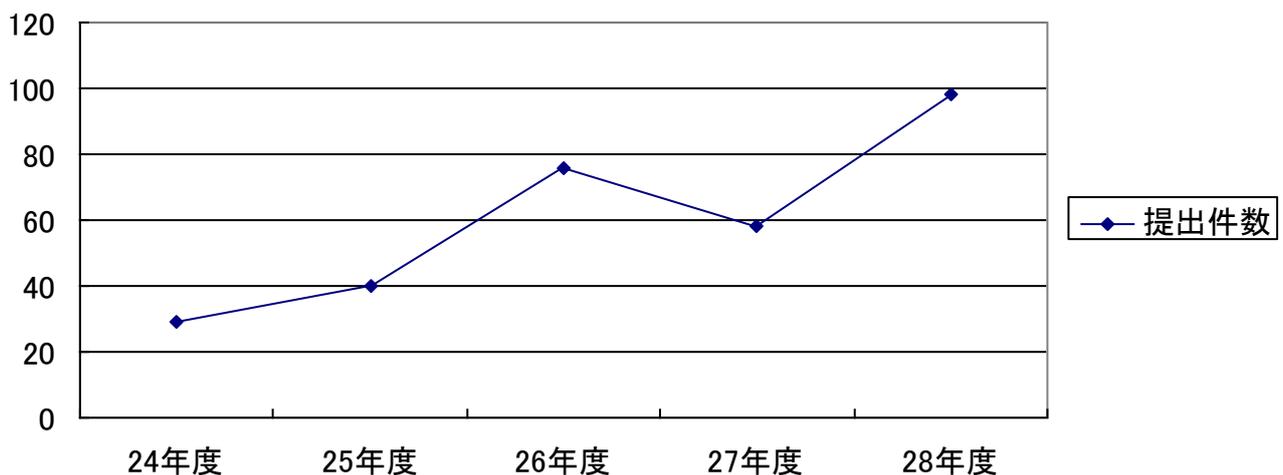
特別支援教育コーディネーターについては、学校内の関係者や福祉・医療等の関係機関との連絡調整及び保護者に対する学校の窓口として各校1名以上を指名している。特別支援教育コーディネーターの役割は多岐にわたるため、小学校においては、半数以上の学校が複数指名制をとっている。平成29年度では、役職別の割合としては、通常の学級の担任が39%、養護教諭が29%、特別支援学級の担任が21%、小学校専科教諭が11%となっている。



(4) 就学支援シートについて

就学支援シートの提出数の推移 (3月31日現在) (件)

| | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 |
|------|------|------|------|------|------|
| 提出件数 | 29 | 40 | 76 | 58 | 98 |

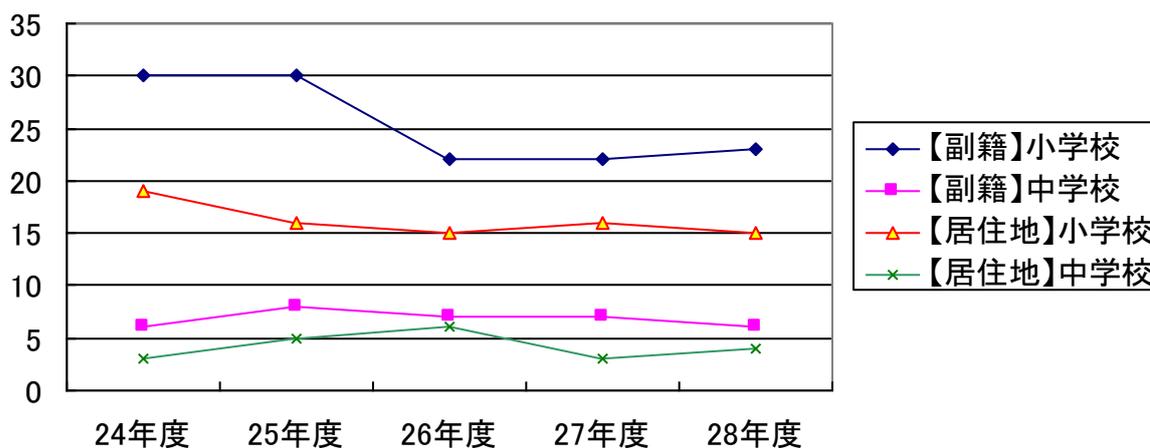


就学支援シートは、就学前から小学校就学時の円滑な接続を目的として、毎年9月初めに昭島市在住の年長児全員に幼稚園、認定こども園、保育所等を通じて保護者に配布している。就学支援シートは、保護者や園の思いや、配慮点を詳細に記入することができるようになっている。また、希望があれば学校との面談も行えるため、保護者や児童の入学後の不安が軽減できるというメリットがある。小学校も就学支援シートを活用して入学後の支援方法や支援体制について事前に計画を立てることができる。就学支援シートの提出数については、平成27年度に一旦減少しているが、全体的には増加傾向にある。

(5) 副籍制度・居住地交流制度について

副籍制度及び居住地交流制度 希望児童・生徒数の推移 (3月31日現在) (人)

| | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 |
|----------|------|------|------|------|------|
| 【副籍】小学校 | 30 | 30 | 22 | 22 | 23 |
| 【副籍】中学校 | 6 | 8 | 7 | 7 | 6 |
| 【居住地】小学校 | 19 | 16 | 15 | 16 | 15 |
| 【居住地】中学校 | 3 | 5 | 6 | 3 | 4 |



副籍制度は、共生社会の実現に向けて、都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の小・中学校（地域指定校）に副次的な籍をもつことで、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度である。居住地交流制度は、本市の特別支援学級（固定制）の児童・生徒が居住する地域の小・中学校と交流活動を行う制度である。活動内容としては、地域指定校の学校行事や授業などに参加する直接的な交流と学校便りや行事案内等のやりとりが中心の間接的な交流がある。

平成28年度の副籍制度の希望率は、小学校では45.1%、中学校では17.6%であった。居住地交流制度の希望率は、小学校では32.6%、中学校では9.5%であった。

5 昭島市特別支援教育推進計画の評価

「第2次昭島市特別支援教育推進計画」を策定する上で、平成25年2月に策定した「昭島市特別支援教育推進計画」実施期間5年間の進捗状況について、次のように評価した。

計画通り達成できたものを○、計画の一部が達成されたものを△、未実施・未着手のものを×とした。

| プラン | 取組内容 | 状況 |
|-----------------|---|----|
| プラン1 推進体制の整備 | (1) 固定学級、通級指導学級等における教育内容の充実 | |
| | ① 固定学級「知的障害」の教育課程の充実 | ○ |
| | ② 情緒障害等通級指導学級の増設 | ○ |
| | ③ 特別支援教育にかかわる施設及び備品等の充実 | △ |
| | ④ 通級指導学級指導員の配置・在籍校訪問の充実 | ○ |
| | ⑤ 特別な支援を必要とする子どもへの早期からの支援 | ○ |
| | (2) 特別支援教室の開設 | |
| | ① 特別支援教室の開設準備及び開設 | ○ |
| | ② 通級指導学級教員による巡回指導と相談の拠点校としての役割強化 | ○ |
| | (3) 適切な就学の推進 | |
| | ① 継続した就学相談体制の構築 | ○ |
| | ② 特別支援教育に関する相談担当窓口の一本化 | ○ |
| プラン2 教育内容の充実 | (1) 通級指導学級の教育課程の開発及び研究 | |
| | ① 学校間、学級間での個別の教育支援計画の引継体制の構築 | ○ |
| | ② 個別の支援を必要とする児童・生徒の系統的な教育課程の開発と研究 | △ |
| | (2) 個別の教育支援計画の充実 | |
| | ① 個別の教育支援計画作成研修会の実施 | ○ |
| | ② 個別の教育支援計画作成及び活用についての保護者等への啓発 | △ |
| | (3) 交流及び共同学習の推進 | |
| | ① 交流及び共同学習の実践事例情報交換会の実施 | ○ |
| | ② 交流及び共同学習の実践事例周知による保護者への啓発 | × |
| プラン3 人材の育成 | (1) 各学級の担当教員の専門性向上を図る研究及び研修の充実 | |
| | ① 特別支援教育研修会の開催回数増設 | ○ |
| | ② 教員を中心とした情報交換等による指導技術研修会の実施 | △ |
| | ③ 特別支援教育に関わる職員（特別支援学級、地域支援センター、都研修センター等）を講師とした教員研修の実施 | △ |
| | ④ 心理の専門家等による校内教員研修の実施と拡充 | ○ |
| | ⑤ 通級指導学級教員等の巡回相談の活用 | ○ |
| | (2) 特別支援教育を推進するための人的支援体制の整備と充実 | |
| | ① 特別支援学校教諭免許状の取得推進 | △ |

| | | | |
|------------------|--------------------------------|---|---|
| | ② | 特別支援教育コーディネーターの専門性の向上 | △ |
| | ③ | 心理の専門家による巡回訪問相談支援体制の整備 | ○ |
| | ④ | 特別支援教育を担当する指導主事の専門性の向上 | ○ |
| プラン4 関係機関との連携 | (1) エリア・ネットワークの活用 | | |
| | ① | 都立あきる野学園等と連携したエリア・ネットワーク活用促進のためのリーフレットの作成 | △ |
| | ② | 関係機関等と学校の連携推進のための協議会の開催 | △ |
| | (2) 特別支援教育推進委員会の充実 | | |
| | ① | 特別支援教育推進委員会の目的及び委員構成の見直し、再整備 | △ |
| | (3) 副籍制度、居住地交流の活用の更なる推進 | | |
| | ① | 副籍交流、居住地交流のための関係校同士の協議会の開催 | ○ |
| | ② | 副籍交流、居住地交流の交流プログラムの研究・開発 | ○ |
| | (4) 多摩立川保健所、多摩総合精神保健福祉センター等の活用 | | |
| | ① | 関係機関と特別支援教育コーディネーターの協議会の開催 | × |
| | (5) 学校間、学級間の教員連携の充実 | | |
| | ① | 幼保小連携推進委員会での就学支援シート等の活用のための協議 | ○ |
| | ② | 個別の教育支援計画を活用した各学校間、各学級間の情報交換の推進 | ○ |
| | ③ | 就学時等の会議による幼保小代表者の参加による連携の推進 | ○ |
| プラン5 啓発活動 | (1) 理解、啓発事業の推進 | | |
| | ① | 理解啓発リーフレットの作成と配布 | ○ |
| | ② | 広報誌や学校公開日等を活用した保護者や市民への理解、啓発の促進 | ○ |
| | ③ | 市事業や学校行事と連携した特別支援教育の理解啓発事業の実施 | ○ |
| | (2) 保護者との更なる連携 | | |
| | ① | 発達障害や特別支援教育への理解啓発のためのシンポジウム等の開催 | ○ |
| | ② | 通常の学級及び特別支援学級に通う児童・生徒の保護者が交流できる場の検討 | △ |
| | ③ | 教育相談員の特別支援教育に対する専門性の向上 | ○ |

39の取組内容の中で、達成が26項目（66.7%）、一部達成が11項目（28.2%）、未実施・未着手が2項目（5.1%）であった。以上のことから昭島市特別支援教育推進計画に掲げた取組内容については、計画通りに充実が図られてきているといえる。特に「プラン1 推進体制の整備」及び「プラン5 啓発活動」については、ほぼ達成することができた。しかしながら、情緒障害等通級指導学級に代わる「特別支援教室」構想が中学校にも拡大されることや自閉症・情緒障害特別支援学級（固定制）の設置に向けた計画や（仮称）教育総合福祉センターにおける総合相談窓口の設置等新たな課題が生じている。

このことから、第2次昭島市特別支援教育推進計画策定に当たっては、昭島市特別支援教育推進計画の進捗状況を踏まえるとともに、新たな課題への対応も盛り込んだ計画として策定していく。

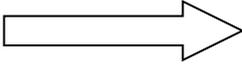
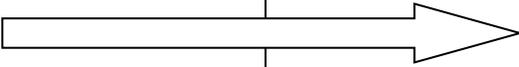
II 昭島市の特別支援教育推進に向けた具体的な施策

1 【プラン1 推進体制の整備】

一人一人の児童・生徒が安心して豊かに学べる教育環境を整備し、特別支援教育推進体制を構築します。

(1) 自閉症・情緒障害特別支援学級（固定制）の開設

現在、発達障害のある児童・生徒は、通常の学級に在籍して、週8時間以内で通級による指導もしくは特別支援教室による巡回指導を受けて児童・生徒の特性に応じた課題の改善や克服を目指している。しかし、週8時間では課題の改善が難しい場合や障害特性から少人数の落ち着いた環境で学習を進めることが効果的な場合がある。そのため、通常の学級で授業を受けることが困難な発達障害のある児童・生徒に対して、障害の状態に応じた適切な指導を行うため、自閉症・情緒障害特別支援学級（固定制）を開設することとする。

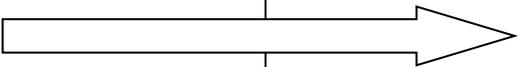
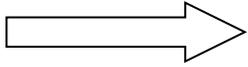
| | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
|----------------------|------|--|---|
| 小学校への設置 (富士見丘小学校) | 開設準備 | 開設 |  |
| 中学校への設置 (清泉中学校) | 開設 |  | |

(2) 特別支援教室の開設

東京都の特別支援教室の導入のガイドライン、導入計画に基づき本市においても平成28年度から小学校において特別支援教室による指導を順次導入し、平成30年度には全ての小学校において指導を行う。

中学校の特別支援教室については、「東京都発達障害推進計画」に基づき、モデル事業の成果と課題を踏まえ円滑な実施に向けて準備を行う。なお、拠点校については、現在、情緒障害等通級指導学級を設置している瑞雲中学校と拝島中学校とし、2校ずつ巡回指導を実施する予定とする（瑞雲中学校グループ：昭和中学校、福島中学校、拝島中学校グループ：清泉中学校、多摩辺中学校）。

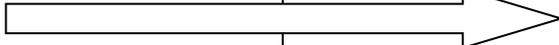
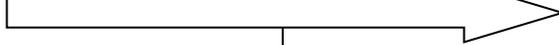
特別支援教室の指導にあたっては、東京都から派遣される特別支援教育専門員、特別支援教室巡回相談心理士と巡回指導教員が連携し、指導の充実を図っていく。

| | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
|-------------------|------|--|------|
| 小学校への設置 (全13校) | 全面実施 |  | |
| 中学校への設置 (全6校) | 開設計画 |  | 開設準備 |

(3) 適切な支援を行うための介助員・支援員の配置

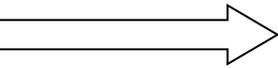
現在、特別支援学級には、児童・生徒一人一人の特性に応じた指導が充実するように介助員を配置している。しかし、各校につき介助員一人の配置としているため、児童・生徒一人一人の指導を充実させるためには、介助員配置の充実が必要である。

通常の学級においては、特別支援教育支援員を配置しているが、障害者差別解消法が施行されたことに合わせ、今後、合理的配慮の提供が必要となってくるため、合理的配慮を行うための支援員の配置が必要となる。

| | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
|-----------------------|------|--|------|
| 特別支援学級（固定制）への介助員配置の充実 | 充実 |  | |
| 合理的配慮を行うための支援員の配置 | 配置 |  | |

(4) 充実した就学相談体制の構築

本市では、就学支援委員会、転学・入級判定委員会、難聴・言語障害通級指導学級入退級判定委員会において児童・生徒一人一人の特性に応じた指導が受けられるよう就学相談等を実施している。就学相談員として臨床心理士等を配置し、専門的な知識・技能を活用して保護者等への相談業務にあたっている。平成31年度末に開設予定の（仮称）教育福祉総合センターに就学相談の機能を移転させる予定である。教育部門と福祉部門を一体化し、就学前の幼児の支援から円滑に就学相談に移行できるようにする。

| | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
|------------|------|--|------|
| 充実した就学支援体制 | 実施 |  | 拡充 |

2 【プラン2 教育内容の充実】

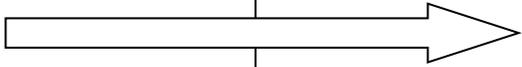
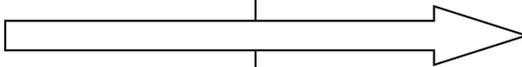
全ての学校、教室において、児童・生徒の特性への理解を図るとともに特別支援教育の視点を生かした質の高い教育を行います。

(1) 特別支援教育に関する専門性の向上

特別支援教育を推進していくにあたり、学校経営を担う管理職、児童・生徒を直接指導する教員の資質の向上は必要不可欠である。どの学級においても発達障害のある児童・生徒が在籍している現状から、発達障害の特性や合理的配慮への対応などについて理解し、特性に応じた指導や支援を実践していくことが必要である。

平成29年3月に告示された学習指導要領には、教科等の指導の全てにおいて、「障害のある児童・生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと」と示されており、授業等において「必要かつ合理的な配慮」を提供することが求められている。あわせて、基礎的な環境整備を整えることも重要であり、発達障害の特性に配慮した指導や支援は全ての児童・生徒にとって有効であるという「教育のユニバーサルデザイン」の考えに基づいた教育活動を展開していく必要がある。平成28年度に作成した冊子「昭島市立学校 教育のユニバーサルデザイン」に基づき、各校において教室環境、学習環境、授業内容の3つの視点について校内全体で組織的に具体的な実践に取り組み、質の高い教育を行っていく。

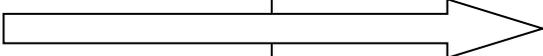
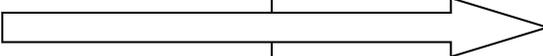
また、校内委員会の運営を担う特別支援教育コーディネーターはより高度な専門性が求められている。特別支援教育に関する研修について職層や経験年数、役割に応じて研修内容や実施回数を検討し、改善して実施していく。研修については、講義を聞くだけの座学形式だけでなく、授業研究や演習、実技等を含めた実践的な内容に改善していく必要がある。研修会の実施、改善にあたっては、昭島市教育委員会の単独開催だけでなく、都立特別支援学校や近隣市との合同開催も視野に入れて検討を行い、質の高い研修会を実施できるようにする。

| | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
|---------------------------|-------|--|------|
| 教育のユニバーサルデザインの考えに基づいた教育活動 | 推進 |  | |
| 専門性向上のための研修実施 | 実施・改善 |  | |

(2) 特別支援学級担任の専門性の向上

障害のある児童・生徒を直接指導する特別支援学級担任の専門性向上は、喫緊の課題である。若手教員の増加は特別支援学級担任も例外ではないため、具体的、実践的な研修の実施が必要である。そのために、都立特別支援学校の教員や臨床心理士等専門性の高い講師による研修を実施していく。あわせて、現在段階的に整備を進めている ICT 機器については、特別な支援が必要な児童・生徒にとって有効な教材・教具であるため、授業での有効な活用方法について研修会等を通して周知していく。

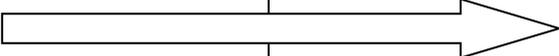
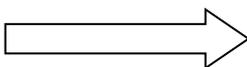
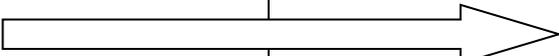
また、専門性を高めるために特別支援学校教諭免許状の取得について東京都教育委員会主催の講習会の受講を促進していく。

| | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
|--------------------|-------|--|------|
| 特別支援学級担任のための研修実施 | 実施・改善 |  | |
| 特別支援学校教諭免許取得講習受講促進 | 推進 |  | |

(3) 校内委員会を中心とした学校における支援体制の充実

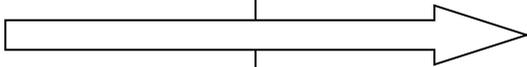
校内委員会は既に全校に設置され、校務分掌に位置付けられており、年間運営計画に基づき定期的に開催している学校もあるが、まだ十分に機能しているとはいえない学校もある。通常の学級での支援体制はもとより、情緒障害等通級指導学級や特別支援教室の利用や巡回相談の利用等についても校内委員会で実態把握を行い、検討した上でつなげていくことが望まれる。校内委員会の運営マニュアルを作成する等の取組を実施し、校内委員会を中心とした支援体制の充実を図っていく。

また、スクールカウンセラーや特別支援教室の巡回指導教員や専門員が校内委員会に参加することで具体的な支援策を検討できるようにしていく。指導課ではスクールソーシャルワーカーを定期的に各校の校内委員会に出席できるように派遣し、福祉的なサポートを実施していく。

| | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
|------------------|------|--|---|
| 校内委員会の定期的な開催 | 推進 |  | |
| 校内委員会運営マニュアルの作成 | 作成 | 配布 |  |
| スクールソーシャルワーカーの派遣 | 推進 |  | |

(4) 個別指導計画による個に応じた指導の充実

障害のある児童・生徒一人一人の特性に応じて、それぞれの良さを伸ばせるように、学校での指導目標や指導内容について保護者と協議しながら「個別指導計画」を作成し、個に応じた指導を意図的・計画的に指導の充実を図っていく。

| | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
|-----------|-------|--|------|
| 個別指導計画の充実 | 作成・活用 |  | |

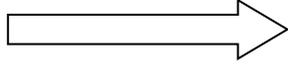
3 【プラン3 関係機関との連携】

就学前から義務教育修了後までの一貫性のある切れ目のない支援を実現するために関係機関と連携した相談・支援体制を構築します。

(1) (仮称) 教育福祉総合センター総合相談窓口の開設

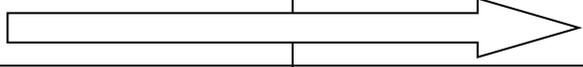
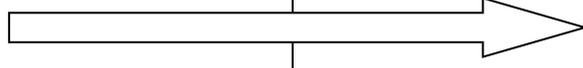
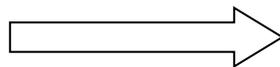
本市では、平成31年度末に(仮称)教育福祉総合センターを開設する予定である。この開設を機に、特別な支援を必要とする子ども、保護者、関係機関の相談・支援を行うため、教育部門と福祉部門が一体となった総合相談窓口を設置する。

総合相談窓口では、就学前から義務教育修了後18歳までの一貫した相談・支援を行う予定である。

| | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
|-----------|----------------|--|---------|
| 総合相談窓口の設置 | 開設準備組織・業務内容の検討 |  | 開設・業務開始 |

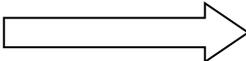
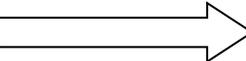
(2) 切れ目のない支援を行うための「(仮称) 昭島市版支援ファイル」の作成

現在、学校と医療機関、福祉施設等の関係機関が連携して、児童・生徒への一貫性のある支援を行うために「個別の教育支援計画」を作成、活用している。また、小学校の就学に当たって幼稚園、認定こども園、保育所等での幼児の様子や進めてきた指導等について、小学校に引き継ぎ、就学に伴う保護者の不安感の軽減及び円滑な支援体制の構築ができるようにしている。(仮称)教育福祉総合センターに総合相談窓口を設置し、就学前から18歳までの一貫性のある切れ目のない支援を行うために「個別の教育支援計画」「就学支援シート」と福祉部門で作成する個別支援計画を一体化した「(仮称)昭島市版支援ファイル」の作成に向けた検討を行う。

| | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
|-------------------|------|--|------|
| 個別の教育支援計画の作成・活用 | 推進 |  | |
| 就学支援シートの作成・活用 | 推進 |  | |
| (仮称)昭島市版支援ファイルの作成 | 検討 |  | 試行 |

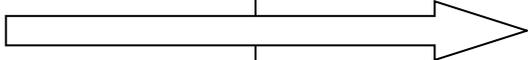
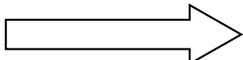
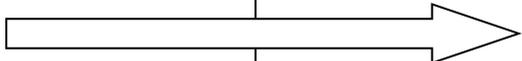
(3) 巡回相談の充実

特別な支援が必要と思われる児童・生徒について、巡回相談員（臨床心理士、臨床発達心理士等）が授業観察や普段の様子の聴き取り等を行い、児童・生徒の状況や発達の特性について様々な側面から捉え、今後の支援や環境整備等の助言を行っている。また、子ども育成課において学童クラブ、幼稚園、認定こども園、保育所等への巡回相談を実施している。（仮称）教育福祉総合センターの総合相談窓口設置後には、切れ目のない支援を行うために事業の統合を検討する必要がある。

| | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
|--------------------------------|------|--|--------------|
| 小中学校の巡回相談の実施 | 実施 |  | |
| 学童クラブ、幼稚園、認定こども園、保育所等への巡回相談の実施 | 実施 |  | 事業統合による実施の検討 |

(4) 都立特別支援学校（エリア・ネットワークのセンター校）との連携強化

本市のエリア・ネットワークのセンター校である都立あきる野学園との連携をより一層強化し、特別支援教育に関する研修会の講師を依頼するとともに訪問指導等の要請を積極的に行う。また、本市在住の肢体不自由の児童・生徒が通学している都立村山特別支援学校との連携を強化しつつ、本市在住の児童・生徒が通学している都立の盲学校・ろう学校との連携も図っていく。

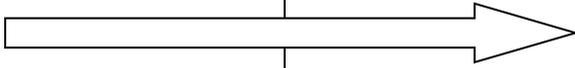
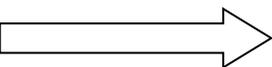
| | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
|-------------------|------|--|---|
| 研修会への講師要請 | 推進 |  | |
| 市立学校への活用例の周知 | 作成 | 配布 |  |
| 特別支援教育推進委員会への参加要請 | 推進 |  | |

4 【プラン4 共生社会の実現】

家庭や地域との連携による特別支援教育に対する理解啓発活動を進めるとともに、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒の相互理解を促進し、共生社会の実現を目指します。

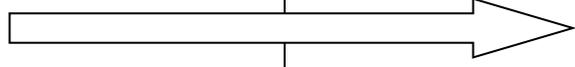
(1) 共生社会の実現や特別支援教育への理解啓発のための取組の推進

共生社会の実現のためには、理解・啓発活動が重要であるという認識に立ち事業を積極的に推進していく。具体的には、保護者、関係者、広く市民に向けて特別支援教育や共生社会の実現等をテーマとする講演会を実施していく。あわせて、特別支援教育に関するリーフレットを作成し、保護者、幼稚園、認定こども園、保育所等、小・中学校や関係機関に配布し、その取組について理解・啓発を行っていく。

| | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
|--------------|-------|---|-------|
| 講演会等の開催 | 開催 |  | |
| リーフレットの作成・配布 | 作成・配布 |  | 改訂・配布 |

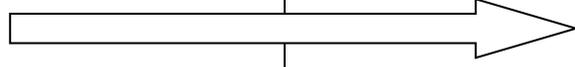
(2) 特別支援学級合同学習発表会の開催

本市では、特別支援学級の学習活動の成果を保護者や市民に広く知らせるために合同学習発表会を開催している。本発表会は、特別支援教育に対する理解啓発、特別支援学級の教育活動の充実につながる機会として今後も継続していく。

| | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
|------------|------|--|------|
| 合同学習発表会の開催 | 開催 |  | |

(3) 交流及び共同学習の推進

特別支援学級と通常の学級の児童・生徒の相互理解を深める共同及び交流活動について、現在行っている活動の充実を図り推進していく。さらに特別支援学級と特別支援学校の児童・生徒との交流、地域の小・中学校と特別支援学校との交流活動を検討し、共生社会の実現への環境を醸成する。あわせて、児童・生徒の障害特性を理解し合えるよう「理解啓発授業」を実施し、児童・生徒の相互理解を深められるようにする。

| | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
|-------------|------|--|------|
| 交流及び共同学習の推進 | 推進 |  | |

(4) 副籍制度の推進

副籍制度の充実を図るために特別支援学校の児童・生徒や地域指定校のニーズを把握し、相互理解と協力のもと、豊かな交流活動の実現を目指す。特別支援学校に就学する児童・生徒の保護者に対して教育委員会と在籍する特別支援学級が協力して副籍制度の定義を丁寧に説明や相談をしながら周知を図っていく。また、副籍制度について教員の理解を深め、地域指定校の交流体制の充実を図る。

副籍制度に基づいた交流を継続して実施することで、通常の学級の児童・生徒の障害に対する理解が深まり、副籍交流を行っている児童・生徒とのきずなも深まっているため、共生社会実現のために今後も推進していく。

| | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
|---------|------|--|------|
| 副籍制度の推進 | 推進 |  | |

5 計画の進行管理及び推進体制

本計画の推進にあたっては、市民、学校、関係機関に周知し、必要な事業の推進を図る。

本計画を推進するための組織として、学校関係者、関係機関等で構成する特別支援教育推進委員会を設置し、計画の進捗状況の把握とともに今後の昭島市の特別支援教育の推進についても検討していく。また、特別支援教育推進委員会において、年度ごとに本計画の具体的な施策の進捗状況を把握し、点検と評価を行う。

Ⅲ 参考資料

1 用語解説

あ行

○インクルーシブ教育システム

障害者の権利に関する条約第24条によれば、「インクルーシブ教育システム（包容する教育制度）」とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。

か行

○学習障害（LD：Learning Disabilities）

学習障害は、基本的には、全体的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態である。学習障害は、その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接的な原因となるものではない。

○基礎的環境整備

障害のある子供に対する支援については、法令に基づき又は財政措置により、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、教育環境の整備をそれぞれ行う。これらは、「合理的配慮」の基礎となる環境整備であり、それを「基礎的環境整備」と呼ぶ。これらの環境整備は、その整備の状況により異なるところではあるが、これらを基に、設置者及び学校が、各学校において、障害のある子供に対し、その状況に応じて、「合理的配慮」を提供する。

「合理的配慮」の充実を図る上で、「基礎的環境整備」の充実は欠かせない。そのため、必要な財源を確保し、国、都道府県、市町村は、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組として、「基礎的環境整備」の充実を図っていく必要がある。その際、特別支援学校の「基礎的環境整備」の維持・向上を図りつつ、特別支援学校以外の学校の「基礎的環境整備」の向上を図ることが重要である。また、「基礎的環境整備」を進めるに当たっては、ユニバーサルデザインの考え方も考慮しつつ進めていくことが重要である。

なお、「基礎的環境整備」については、「合理的配慮」と同様に体制面、財政面を勘案し、均衡を失した又は過度の負担を課さないよう留意する必要がある。また、「合理的配慮」は、「基礎的

環境整備」を基に個別に決定されるものであり、それぞれの学校における「基礎的環境整備」の状況により、提供される「合理的配慮」は異なることとなる。

○共生社会

これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会である。それは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会を言う。

○居住地交流

市立特別支援学級（固定学級）に在籍する児童・生徒が、居住する地区の小・中学校と直接的な交流や間接的な交流を行う制度。

○校内委員会

支援が必要な児童・生徒の実態把握をしたり支援の方法を検討したりするため、学校内に設置された組織で、管理職や特別支援教育コーディネーター、対象児童・生徒の担任、養護教諭等で構成されるほか、各学校の実状に合わせて、特別支援学級教諭やスクールカウンセラーなど専門職員が関わるのが効果的である。

○交流及び共同学習

小・中学校等や特別支援学校の学習指導要領等においては、「交流及び共同学習」として、障害のある子供と障害のない子供が活動を共にする機会を積極的に設けるよう示されている。

障害のある子供と障害のない子供と一緒に参加する活動は、相互のふれ合いを通じて豊かな人間性をはぐくむことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面があるものと考えられ、「交流及び共同学習」とは、このように両方の側面が一体としてあることをより明確に表したものである。

○合理的配慮

「障害者の権利に関する条約」第2条の定義において、「合理的配慮」とは、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう」とされている。なお、「負担」については、「変更及び調整」を行う主体に課される負担を指すとされている。

「合理的配慮」の決定・提供に当たっては、各学校の設置者及び学校が体制面、財政面をも勘案し、「均衡を失した」又は「過度の」負担について、個別に判断することとなる。各学校の設置者及び学校は、障害のある子供と障害のない子供が共に学ぶというインクルーシブ教育システムの構築に向けた取組として、「合理的配慮」の提供に努める必要がある。その際、現在必要とされている「合理的配慮」は何か、何を優先して提供する必要があるかなどについて、共通理解を図る必要がある。

○個別の指導計画

「個別の指導計画」は、障害のある幼児児童生徒への指導を行うためのきめ細かい計画であり、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ指導計画である。例えば、単元や学期、学年等ごとに作成され、各学校において、これに基づいた指導等が行われる。東京都では、「個別指導計画」という。

○個別の教育支援計画

「個別の教育支援計画」は、学校と他機関との連携を図るための長期的な視点に立った計画であり、障害のある子供の一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えの下、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な支援を行うことを目的として策定される。

障害のある子供に対し、一貫して的確な支援を行うためには、教育のみならず、福祉、医療、労働等の様々な関係機関、関係部局の連携協力が必要であり、連携協力する上で「個別の教育支援計画」を活用することが期待されている。

東京都では、「学校生活支援シート」として、新たな様式が示されている。

さ行

○社会的障壁

障害者基本法第2条では、「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」と定義されている。なお、①事物とは、ことがら、建物、設備など、②制度とは、利用しにくい制度、仕組みなど、③慣行とは、障害のある方の存在を意識していない慣習、文化など、④観念とは、障害のある方への偏見などを指す。

○自閉症（自閉スペクトラム症）

自閉症は、以下の特徴によって規定され、医学でいう広汎性発達障害に含まれる障害である。

- ・人への反応や関わりの乏しさなど、社会的関係の形成に特有の困難さが見られる。
- ・言語の発達に遅れや問題がある。
- ・興味や関心が狭く、特別のものにこだわる
- ・以上の諸特徴が、遅くとも3歳までに現れる。

これらの特徴は、軽い程度から重い程度まで見られ、一人一人の状態像は多様である。また、4～6歳頃に多動性が見られることがあるが、適切な教育や経験によって、多動性を含み、諸特徴が目立たなくなることが多い。また、自閉症は、その70%程度が知的障害を併せ有するとされており、知的機能の発達の遅れがない場合は、一般的に高機能自閉症と呼ばれている。医学的には、自閉症は、現在の状態に加えて、乳幼児期の状態を踏まえ診断される。自閉症に類似するアスペルガー症候群（知的機能および言語発達の遅れや問題が目立たず、発見されにくい）の診断には、特に乳幼児期の状態の把握が必要とされている。

※文部科学省では「自閉症」の名称で定義しているが、2013年に発表されたアメリカ精神医学

会の診断基準DSM-5では広汎性発達障害という概念の使用をやめて、「自閉スペクトラム症」という自閉性の連続体（スペクトラム）を仮定した診断名が用いられる事となった。

○自閉症・情緒障害特別支援学級

固定制の特別支援学級で、対象は自閉症又はそれに類するもので他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもや、主として心理的な要因による選択制かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のもとなる。

○就学支援シート

幼稚園・認定子ども園・保育所等での園児や児童の様子、進めてきた指導等について、支援シートを用いて、小学校に引継ぎをするもの。小学校では、支援シートに書かれた内容を入学時の指導に活用し、また保護者とのスムーズな連携を図り、入学後の相談活動を進めやすくする。

○障害者差別解消法

正式名称は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」で、平成25年6月に制定され、一部の附則を除き平成28年4月から施行された。国連の「障害者の権利に関する条約」の批准に向けた国内法制度の整備の一環として制定された。「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進すること」を目的としている。障害者差別解消法では、「障害を理由に差別的取扱いや権利侵害をしてはならない」「社会的障壁を取り除くための合理的配慮の義務付け」「国は差別や権利侵害を防止するための啓発や知識の普及に取り組まなければならない」等が定められている。

○障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）

障害者の権利に関する条約は、平成18年12月に国連総会で採択され、平成20年に発効した。日本では、障害者基本法の改正、障害者差別解消法の成立など必要な国内法制度の整備等を進め、平成25年12月に国会で承認され、平成26年1月に条約の批准書を国連に提出し、2月に効力が発生している。

障害に基づく差別の禁止や障害者の社会参加促進などが内容として盛り込まれており、教育については第24条に記載されている。

た行

○注意欠如多動症（注意欠陥多動性障害）（ADHD：Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder）

注意欠陥多動性障害は、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性を特徴とする障害であり、社会的な活動や学校生活を営む上で著しい困難を示す状態である。通常7歳以前に現れ、その状態が継続するものであるとされている。注意欠陥多動性障害の原因としては、中枢神経系の何らかの要因による機能不全があると推定されている。一定程度の不注意・多動性は、発達段階の途上においては、どの児童・生徒においても現れうるものである。しかし、注意欠陥多動性障害は、不注意、又は衝動性・多動性を示す状態が継続し、かつそれらが社会的な活動や学校生活を営む上で著しい困難を示す程度の状態を指す。

※文部科学省では「注意欠陥多動性障害」の名称で定義しているが、2014年に日本精神神経学会により「注意欠陥多動性障害」が「注意欠如多動症」に改名された。

○東京都特別支援教育推進計画

この計画は、これからの都における特別支援教育の方向性について、全都的な視点に立って展望を明らかにする総合的な計画として、平成16年11月に策定した長期計画。この計画は、知的な遅れのない発達障害を含む障害のある幼児・児童・生徒の教育に対する都民の期待にこたえ、都立特別支援学校が抱える課題の解決とともに、幼稚園、小学校及び中学校、区立特別支援学校、都立高等学校及び都立中等教育学校における特別支援教育の推進・充実を図るためのものである。

東京都では、平成28年度に東京都特別支援教育推進計画（第二期）〈計画期間平成29年～平成38年〉を策定した。

○東京都発達障害教育推進計画

この計画は、「発達障害の全ての児童・生徒が持てる力を最大限伸ばし、将来の自立と社会参加を実現できるよう、適切な教育的支援を行うこと」及び「発達障害のある児童・生徒と発達障害のない児童・生徒が、共に学び合うことができるよう、通常の学級における教育的支援をはじめ、障害の状態に応じた多様な教育の場を拡充すること」を基本理念として、全ての公立学校における発達障害教育に関する施策を展開するものである。計画期間は平成28年度から平成32年度までの5年間としている。

○特殊教育

心理的又は身体的に何らかの障害のある児童・生徒は、その障害のために通常の教育内容・方法による通常の学級での教育が困難であることから、その特性や能力に応じて特別な教育を行う学校教育。平成19年の「学校教育法」の改正により特別支援教育への転換が図られるまで、特殊教育制度の下に障害のある児童・生徒の教育が行われていた。

○特別支援教育

障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の

困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う。また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけではなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒が在籍するすべての学校において実施されるものとなった。

○特別支援教育支援員

原則として通常の学級に在籍する児童・生徒の教育活動において、児童・生徒の安全確保や個別の支援をするために配置されている者。

○特別支援学級

通常の学級における学習では、十分その効果を上げることが困難な児童・生徒のために特別に編制された学級。昭島市では「知的障害」の特別支援学級（固定学級）と「情緒障害等」、「言語障害」、「難聴」の特別支援学級（通級指導学級）を設置している。

固定学級は、学習活動等のすべてを小・中学校に設置された特別支援学級で指導を受け、通級指導学級は、小・中学校の通常の学級に在籍し、その障害に応じた特別の指導を通級指導学級で受ける形態となる。平成30年度から小学校の情緒障害等通級指導学級は全て特別支援教室に変わる。

○特別支援学校

「学校教育法」の一部改正により、これまでの盲・ろう・養護学校は、平成19年4月から特別支援学校になった。特別支援学校の対象となる障害は、これまでの盲・ろう・養護学校の対象であった5種類の障害種別（視覚障害・聴覚障害・知的障害・肢体不自由・病弱）及びこれらの重複障害である。

○特別支援学校のセンター的機能

特別支援学校は、小・中学校等の教員への支援機能、特別支援教育に関する相談・情報提供機能、障害のある児童生徒等への指導・支援機能、関係機関等との連絡・調整機能、小・中学校等の教員に対する研修協力機能、障害のある児童生徒等への施設設備等の提供機能といったセンター的機能を有している。今後、域内の教育資源の組合せの中でコーディネーター機能を発揮し、通級による指導など発達障害をはじめとする障害のある児童生徒等への指導・支援機能を拡充するなど、インクルーシブ教育システムの中で重要な役割を果たすことが求められる。

○特別支援教育コーディネーター

学校内の関係者や福祉・医療等の関係機関との連絡調整並びに保護者に対する学校の窓口として、校内における特別支援教育に関するコーディネーター的な役割を担う教員である。

○特別支援教室

東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画に、小・中学校の発達障害の児童・生徒に対する新たな特別支援教育推進体制として掲げられた。区市町村の重層的な支援体制の一つとして、「特別支援教室」を全ての小・中学校に設置し、発達障害の程度等に応じて、巡回指導教員が巡回して児童・生徒の在籍校において個別指導等を実施する。特別支援教室の導入により、情緒障害等通級指導学級は特別支援教室に変わる。

巡回指導教員や特別支援教育コーディネーターと連携して特別支援教室の円滑な運営を図る特別支援教室専門員を配置するほか、特別支援教室巡回相談心理士が巡回し、児童の行動観察を行い、障害の状態を把握し、巡回指導教員・在籍学級担任等に指導上の配慮について助言を行う。

は行

○発達障害

「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその障害が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。（「発達障害者支援法」）

○副籍制度

都立特別支援学校の小学部・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の区市町村立小・中学校に副次的な籍（副籍）をもち、直接的な交流（小・中学校の学校行事や地域行事等における交流、小・中学校の学習活動への参加等）や間接的な交流（学校・学年・学級だよりの交換等）を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度。

や行

○ユニバーサルデザイン

「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」という考え方。高齢者、障害のある人のみならず可能な限りすべての人を対象としている。

2 第2次昭島市特別支援教育推進計画策定委員会について

(1) 昭島市特別支援教育推進計画策定委員会要綱

(設置)

第1条 市内の特別支援学級及び通常の学級に在籍する児童及び生徒（以下「児童・生徒」という。）に対する特別支援教育の推進を図る計画を策定するため、昭島市特別支援教育推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を教育長に報告する。

- (1) 昭島市特別支援教育推進計画の策定に関すること。
- (2) その他、昭島市特別支援教育推進計画に関して必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の者をもって組織する。

- (1) 特別支援学級を設置する市立小学校の校長 1人
- (2) 特別支援学級を設置する市立中学校の校長 1人
- (3) 特別支援教室拠点校を設置する市立小学校の校長 1人
- (4) 通級指導学級を設置する市立中学校の校長 1人
- (5) 都立特別支援学校の教員 2人
- (6) 学識経験者 1人
- (7) 障害福祉課の職員 1人
- (8) 子ども育成課の職員 1人
- (9) 児童生徒の保護者または公募の市民 1人

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条の規定による報告をしたときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は第3条第1号又は第3条第2号に該当する委員のうちから委員の互選により定める。
- 3 副委員長は第3条第3号又は第3条第4号に該当する委員のうちから委員の互選により定める。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、学校教育部指導課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

(2) 昭島市特別支援教育推進計画策定委員会委員名簿

| 所 属 | 職 名 等 | 氏 名 |
|--------------|--------|------------------|
| 明星大学心理学部心理学科 | 准教授 | 竹内 康二 (委員長) |
| つつじが丘小学校 | 校長 | 上田 祥市 (副委員長) |
| 拝島第三小学校 | 校長 | 石川 博朗 |
| 昭和中学校 | 校長 | 中島 理智 |
| 瑞雲中学校 | 校長 | 北見 朱美 |
| 都立あきる野学園 | 主任教諭 | 深澤 光洋 |
| 都立村山特別支援学校 | 教諭 | 秋元 久美 |
| 障害福祉課 | 課長 | 山崎 慎弥 |
| 子ども育成課 | 課長 | 小川 雅義 |
| 保護者 事務局 | 市民代表 | 依田 潤子 |
| 指導課 | 課長 | 岡部 君夫 |
| 指導課 | 統括指導主事 | 長崎 将幸 |
| 指導課 | 指導主事 | 美越 英宣 |
| 指導課特別支援教育係 | 係長 | 加藤 保之 (~H29.9月) |
| 指導課特別支援教育係 | 係長 | 泉井 桃子 (H29.10月~) |
| 指導課特別支援教育係 | 主任 | 横田 喜子 |
| 指導課特別支援教育係 | 主事 | 加藤 彰 |

(3) 昭島市特別支援教育推進計画策定委員会検討経過

| 委員会 | 開催日程 | 内 容 |
|-----|------------|------------------------------|
| 第1回 | 平成29年6月12日 | 計画策定について 計画の概要、進捗状況、成果と課題 |
| 第2回 | 平成29年7月19日 | 計画素案について 計画の素案検討 |
| 第3回 | 平成29年8月28日 | パブリックコメントの実施に向けて 計画の素案完成 |
| 第4回 | 平成30年1月15日 | パブリックコメントの反映について 計画の完成 |